

防府市生涯学習アドバイザー設置要綱

平成 26 年 10 月 3 日制定

(設置)

第 1 条 市民の生涯学習活動を推進し、第二次防府市生涯学習推進計画によって防府市がめざしている「豊かな学びでつながる人と地域が元気なまち防府」を実現するため、防府市生涯学習アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(アドバイザーの選任)

第 2 条 アドバイザーは、生涯学習及び社会教育分野において専門知識を有する者から教育委員会が選任する。

(所掌事務)

第 3 条 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) 「防府市生涯学習推進計画」の目標実現のための調査・研究
- (2) 学校・家庭・地域の協働のための調査・研究
- (3) 公民館職員を含めた生涯学習担当職員の研修
- (4) 市及び市民の生涯学習による地域づくりを推進する取組への助言
- (5) その他生涯学習推進に関する事項

(担当者連絡会議の開催)

第 4 条 生涯学習に関する事業計画、事業実施、評価・報告等を実施するため、アドバイザーと生涯学習課職員の担当者連絡会議を必要に応じて開催する。

(任期)

第 5 条 アドバイザーの任期は、1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、アドバイザーと防府市教育委員会において別途協議する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 4 日から施行する。